

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年5月25日
【会社名】	株式会社クリーク・アンド・リバー社
【英訳名】	CREEK & RIVER Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 井川 幸広
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町二丁目10番9号
【電話番号】	03(4550)0011(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 黒崎 淳
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町二丁目10番9号
【電話番号】	03(4550)0011(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 黒崎 淳
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2018年5月24日開催の当社第28回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2018年5月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金11円

第2号議案 定款一部変更の件

以下のとおり、定款の一部を変更する。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後定款
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～3. (条文省略)</p> <p>4. アニメーション、ゲームソフトおよび漫画の企画、制作</p> <p>5.～32. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>33. 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(本店所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を <u>東京都千代田区</u> に置く。</p> <p>(監査役の数)</p> <p>第28条 当社の監査役は、<u>4名以内とする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～3. (現行どおり)</p> <p>4. アニメーション、ゲームソフト、<u>漫画、キャラクター及びイラストの企画、制作</u></p> <p>5.～32. (現行どおり)</p> <p>33. <u>事務用機械器具什器、電話機器、通信関連機器、観葉植物の動産(消耗品を除く)賃貸業</u></p> <p>34. <u>電子出版物の企画、編集、制作及び著作権、出版権、商標権の取得、管理、販売</u></p> <p>35. <u>一級建築士事務所の経営、建築物の企画、設計、工事監理、建設コンサルティング業務</u></p> <p>36. <u>コンピュータのソフトウェア分野における人工知能の各種技術の企画、開発、販売、管理</u></p> <p>37. <u>演芸、芸能タレントの養成、管理、プロモート業務</u></p> <p>38. 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(本店所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を <u>東京都港区</u> に置く。</p> <p>(監査役の数)</p> <p>第28条 当社の監査役は、<u>5名以内とする。</u></p> <p>附則</p> <p>第3条(本店所在地)の変更は、平成30年10月11日に効力を生じるものとし、同日をもって本附則を削除する。</p>

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役として、澤田秀雄、中村洋之、藤沢久美及び藤延直道を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、野村雅行を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	156,634	111	-	(注)1	可決(99.93%)
第2号議案	156,643	102	-	(注)2	可決(99.93%)
第3号議案					
澤田 秀雄	149,171	7,574	-		可決(95.17%)
中村 洋之	156,575	170	-	(注)3	可決(99.89%)
藤沢 久美	156,629	116	-		可決(99.93%)
藤延 直道	152,734	4,011	-		可決(97.44%)
第4号議案					
野村 雅行	152,737	4,008	-	(注)3	可決(97.44%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は、加算しておりません。

以 上